

2017 September

9

No.811

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 標準報酬月額の変更通知のお願い 2
- ・ 報酬月額変更届提出のお願い 2
- ・ 平成29年9月から厚生年金保険の保険料率が改定されます 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 健康経営セミナーの開催 4
- ・ 運動セミナーの開催 4
- ・ 70歳以上の方の高額療養費の上限が変わります 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 9・10月 開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 新たに年金を受けとれる方が増えます 7
- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 街角の年金相談センター鳥栖をぜひご利用ください 8

職場内で回覧しましょう

標準報酬月額に従業員様への通知のお願い

標準報酬月額算定基礎届により決定された標準報酬月額が平成29年9月1日（平成29年10月31日納付分）から適用となります。

変更後の標準報酬月額について、被保険者（従業員）のみなさまへ通知いただきますようお願いいたします。

※平成29年9月分保険料より厚生年金保険の保険料率も改定されます。保険料計算の際、ご留意願います。

報酬月額変更届提出のお願い

標準報酬月額は、原則「被保険者資格取得届」や「算定基礎届」により決定しますが、固定的賃金の増減により報酬が大幅に変動した場合は、「報酬月額変更届」により改定を行います。

改定は次の3つの条件を全て満たす場合に行います。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- ② 従前の標準報酬月額と、変動月から3ヵ月間に支給された報酬の平均額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③ 変動月から3ヵ月間の支払基礎日数が各月17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上。

これらの条件に該当する場合は、「報酬月額変更届」をすみやかに届出してください。

ただし、次の場合は、随時改定の要件には該当しませんので、「被保険者報酬月額変更届」の提出は不要です。

- ① 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3ヵ月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- ② 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3ヵ月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より上がり、2等級以上の差が生じた場合

添付書類が必要な場合について

次のような場合には、月額変更届を提出する際に下記の添付書類の提出が必要です。

- ① 改定月の初日から起算して60日以上遅延した届出の場合
- ② 標準報酬月額に5等級以上の降給があった場合

必要な添付書類

いずれの書類も提出が必要です。

- 賃金台帳の写し（固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月までのもの）
- 出勤簿の写し（固定的賃金の変動があった月から改定月の前月までのもの）

※法人の役員の場合は、株主総会または取締役会議の議事録、代表取締役等による報酬決定通知書、役員間の報酬協議書等の書類も必要となります。

平成29年9月分から 厚生年金保険の保険料率が 改定されます

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成29年9月分（同年10月31日納付期限分）から平成30年8月分（同年10月1日納付期限分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願い申し上げます。

現 行

- 一般の被保険者の方 18.182%

平成29年9月～

➡ **18.300%**

現 行

- 坑内員・船員の被保険者の方 18.184%

平成29年9月～

➡ **18.300%**

厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- 厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方 13.300%～15.900%
- 厚生年金基金に加入する坑内員・船員の被保険者の方 13.300%～15.900%

※免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成29年9月分保険料の納付期限は**平成29年10月31日（火）**です。

お知らせ

健康経営セミナーの開催

～従業員の健康が企業活性化の秘訣～

各会場
参加無料!
先着50名

事業主等の経営管理者を対象とした「健康経営」に関するセミナーを関係団体と連携して開催します。この機会に健康管理を経営的視点から学び、従業員が明るく働ける職場を目指しましょう!

唐津会場 H29 9/13 水 14:00～16:00 高齢者ふれあい会館 りふれ 研修室1
(13:30受付) (唐津市二太子3丁目155番地4)

鳥栖会場 H29 9/20 水 14:00～16:00 鳥栖商工センター会館 大会議室
(13:30受付) (鳥栖市藤木町字若桜2番1)

内容

- ① 健康経営の推進について(経済産業省 九州経済産業局)
- ② 健康企業宣言について(全国健康保険協会佐賀支部)
- ③ 中小企業における健康経営のすすめ
(唐津会場: 特定医療法人財団 博愛会 理事長 那須 繁 氏)
(鳥栖会場: 株式会社クライミング 代表取締役社長 濱地 信 氏)
- ④ 職場における糖尿病対策について(唐津会場: 唐津保健福祉事務所)
知って得! 社員の健康づくりお役立ち情報(鳥栖会場: 鳥栖保健福祉事務所)

運動セミナーの開催

～運動習慣の改善でロコモ・メタボ予防～

各会場
参加無料!
先着50名

昨年も大変好評だったロコモ・メタボ予防を目的とした運動セミナーを下記の日程・内容で開催いたします。従業員の皆さまにもご周知いただき、この機会にぜひご参加ください!

武雄会場 H29 10/22 日 10:00～12:30 白岩体育館 小競技室
(9:30受付) (武雄市武雄町大字武雄4814番地)

※ 武雄会場の参加の場合は、武雄市が実施する健康ポイント事業のポイント加算の対象となります。

佐賀会場 H29 10/29 日 10:00～12:30 ほほえみ館4階 軽スポーツ室
(9:30受付) (佐賀市兵庫北三丁目8番36号)

内容

「体成分測定器」を使って体内成分を測定し、その結果をもとに、健康運動指導士が専門的な立場から講話と実技を交えてわかりやすく説明(講師:福岡労働衛生研究所 健康運動指導士)

申込方法

上記セミナー参加を希望される方は、下記までお電話をいただくか、ホームページから詳細等をご確認ください。
全国健康保険協会佐賀支部 企画総務グループ TEL:0952-27-0612



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

制度改正

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります（平成29年8月診療分から）

負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年8月診療分より、現役並み所得者の外来（個人ごと）、一般所得者の外来（個人ごと）及び外来・入院（世帯）の自己負担限度額が改正されました。なお、69歳以下の方の上限額は変更ありません。

70歳以上75歳未満の方の区分

平成29年7月診療分まで

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)
①現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)		44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円]
②一般所得者(①および③以外の方)		12,000円	44,400円
③低所得者	Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円
	Ⅰ(※2)		15,000円

平成29年8月診療分から

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)
①現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)		57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円]
②一般所得者(①および③以外の方)		14,000円	57,600円 [多数該当:44,400円]
③低所得者	Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円
	Ⅰ(※2)		15,000円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

70歳以上の外来療養にかかる年間の高額療養費

基準日(7月31日)時点の所得区分が一般所得区分または低所得区分に該当する場合は、計算期間(前年8月1日～7月31日)のうち、一般所得区分または低所得区分であった月の外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えた額が払い戻されます。

※平成29年8月診療分からが対象となります。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





平成
29
年度

社会保険事務講習会のご案内

『年金制度について』

年金の給付や働きながら受給する在職老齢年金、確定拠出年金(iDeCo)等について学びます。

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に
算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。
【初級編】

地 区	平成29年	会 場	地 区	平成29年	会 場
武雄会場	9月13日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津会場	10月11日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
唐津会場	9月14日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	武雄会場	10月12日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	9月21日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	鳥栖会場	10月18日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀会場	9月22日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	佐賀会場	10月19日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
講師 ● 日本年金機構年金事務所 職員			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書



整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『年金制度について』 (武雄 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ・ 佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()	『新任担当者のための適用実務』 (唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

新たに年金を受けとれる方が増えます。



資格期間が10年以上となれば
年金を受けとれるようになりました。

これまで



平成29年
8月1日から



「資格期間」とは?

- ◎ 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎ サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
- ◎ 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間
(「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間)

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年(120月)以上あると、年金を受けとることができます。

注: 年金の額は、納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。

(10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります)

対象となる方は手続きが必要です。

新たに年金を受けとれるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。(以下の時期に送付)

お手元に届きましたら、「ねんきんダイヤル」で予約の上、手続きを!

	送付時期 (生年月日により異なります)	年金請求書が送付される方 ※年金を受け始める年齢は男女で異なります。
①	2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
②	3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
③	4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ
④	5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】
⑤*	6月下旬～7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】 大正15年4月1日以前生まれ

※国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。

資格期間が10年未満の方へも、年内をめどにお知らせの送付を開始します。

ご不明な点や年金事務所への
相談の予約は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は
Tel.03-6700-1165

平成29年10月出張相談【予約制】

出張相談所	日 時	相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	10月 10日、24日	10:00～16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	10月 4日、18日	10:00～15:00		
伊 万 里 市 役 所	10月 6日、13日、20日、27日	9:30～15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	10月 3日、17日	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	10月 11日	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15
 時間延長 週初の開所日 17:15～19:00
 週末相談 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

年金事務所では予約による年金相談を受付けております

予約申込先 希望される日の前日までに申込みください。

- 佐賀年金事務所 ☎ 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ☎ 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ☎ 0954-23-0121

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)
 予約申込先 ☎ 0942-50-8151

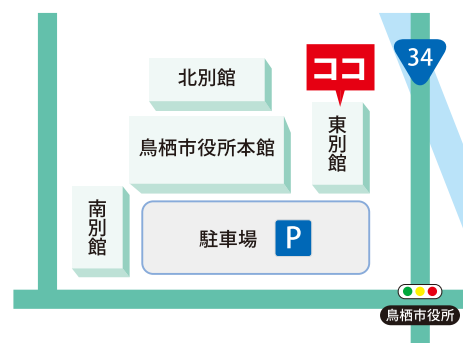


街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください

相談は予約制となっております

予約専用電話番号

☎0942-50-8151



日本年金機構は、年金相談のお客様ニーズに応えるため、「街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館1階に開設しております。

同センターは全国社会保険労務士会連合会が運営しています。

同センターでは、「対面による年金相談」を行っています。「お電話による年金相談」は受け付けておりません。

担当者が「対面による年金相談」を行っている場合、電話に出られないことがありますので、ご了承ください。

同センターでは、年金証書、振込通知書等の再発行は行えません。再発行をご希望の方は、後日送付となりますので、予めご了承ください。



「成長可能性都市ランキング(全国100都市対象)・都市の暮らしやすさ」部門で佐賀市が第1位に。理由は・人口あたりの医療機関数や小売店数、飲食店数が多く、医療、買い物、飲食など日常生活の環境が充実していること。・生活コスト全般が安く、少ないコストで質の高い住宅に住むことができ、市民の日常生活の満足度が総じて高いこと。加えて、「子育てしながら働ける環境がある」部門でも3位になっています。

自然豊かで、農産物、海産物など美味しい食べ物も沢山。素晴らしい環境の中で日常生活をおくれていることを再認識です。(山)

訂正とお詫び

8月号の7ページ掲載の記事の中で「改正内容③育児目的休暇の購入を促進」とあるのは「育児目的休暇の導入を促進」の誤りでした。訂正してお詫びします。